

## 第 7 期介護保険料算出の要素（案 B の場合）

介護保険料は、介護保険総費用に対して 65 歳以上の第 1 号被保険者が負担する部分を、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得に応じて負担するものです。

1 第 7 期給付費総額 51,376,754,000 円

2 第 1 号被保険者の負担

(1) 第 1 被保険者の負担割合 → 23%

第 7 期介護保険事業計画期間の介護保険総費用に対する第 1 号被保険者の法定負担割合は、高齢者人口の増加に伴い、第 6 期の 22% から 23% へと変更になります。なお、第 2 号被保険者の法定負担割合は、28% から 27% へ変更となります。

また、調整交付金は、市町村間における介護保険の財政力格差を是正するために、国が交付するもので、原則介護保険総費用の 5% です。ただし、第 1 号被保険者のうち、75 歳以上の後期高齢者の割合と、第 1 号被保険者の所得分布によって原則 5% の割合が変化することになります。

本市の第 7 期介護保険事業計画期間における割合と 5% の差に相当する金額が、調整交付金不足分となり、第 1 号被保険者が追加負担することになります。

※第 1 号被保険者の介護保険費用の負担 → 12,305,313,660 円  
└─▶ 第 1 号保険料総額

(2) 介護保険給付費等準備基金の取り崩し → 650,000,000 円

介護保険財政を安定的に運営するため、事業計画期間内で必要な保険料は、その期間内で賄うことが原則となりますので、介護保険給付費等準備基金は、3 年間の介護保険事業計画により積み立てと取り崩しの計画を立てます。

府中市では、平成 29 年度末の準備基金残高を約 8 億 2500 万円 と見込んでいます。第 7 期介護保険料の設定にあたり、基金を取り崩して活用することにより、保険料の急激な上昇を緩和します。

※積み立ては、介護保険料余剰金等を充てます。

(3) 所得段階の見直し

→ 14段階

今回の介護保険制度改正により、国の標準段階は9段階を維持しますが、その区分額は一部変更となる予定です。

ここでは、仮に、従前の段階と料率で計算します。

### 3 介護保険料基準額の算出

1 の第1号被保険者の負担に基づき、第7期介護保険料基準月額を算出します。

< 例 >

第1号保険料 = 12,305,313,660円 →

本来の保険料基準月額 6,043円
----------------------

☆保険料引き下げ要因

介護保険給付費等準備基金の取り崩し

= 650,000,000円 →

第7期保険料基準月額 5,725円
----------------------